

## 災害時における幕別町商工会と幕別町 間の協力に関する協定書

幕別町商工会（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1項に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請をすることができる。

1 日常生活に必要な物資の支援、協力

#### ○主な物資の種類

- イ) 食糧
- ロ) 食器
- ハ) 炊事道具
- ニ) 日用品
- ホ) 光熱品
- ヘ) 衣料
- ト) 寝具
- チ) その他身の回り品

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （連絡責任者）

第4条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては幕別町商工会事務局長、乙においては、民生部町民課長とする。

(協議)

第5条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年12月14日

甲 幕別町内商工会代表

幕別町商工会長 藤原寿美  
長印

乙 幕別町長 林照男  
北濱道中川郡幕別町長印